

令和7・8年度建設工事入札参加資格審査申請要領

直島町

直島町に建設工事の入札参加資格審査申請をしようとする者は、経営事項審査(審査基準日(=決算日)が令和5年10月1日～令和6年9月30日のもの。ただし、県外業者は令和5年9月1日～令和6年8月31日のものを受審のうえ、この要領に従い申請してください。なお、不明な点は香川県の要領に準じます。

注意事項

- この要領において、主たる営業所が香川県内にある建設業許可業者を「県内業者」、主たる営業所が香川県外にある建設業許可業者を「県外業者」といいます。
 - 適用除外の場合を除き、**健康保険、厚生年金、雇用保険に未加入の事業者は、資格申請を行うことができません**。経営事項審査結果通知書の「その他の審査項目(社会性等)」の欄により確認します。
 - 入札参加資格の有効期間は、**2年間**(令和7年4月1日～令和9年3月31日)です。
 - 令和7・8年度入札参加資格者名簿は、直島町HPにて、令和7年4月1日以降に公表する予定としています。なお、個別に通知はしませんので、直島町HPでご確認ください。
 - 中間年度(令和8年度)に再格付を行います。
次期の経営事項審査の結果、経営事項審査を受審していない業種については、令和7年度末をもって入札参加資格を喪失します。また、社会保険等に未加入であった場合も入札参加資格を喪失します。
 - ◎ 中間年度(令和8年度)の再格付けにおける経営事項審査の審査基準日(予定)については、
県内業者・・・令和6年10月1日～令和7年9月30日の間の審査基準日を対象とした経営事項審査を受審している必要があります。
県外業者・・・令和6年9月1日～令和7年8月31日の間の審査基準日を対象とした経営事項審査を受審している必要があります。
- ※ 香川県広域水道企業団の事業開始(平成30年4月1日)に伴い、香川県から水道局が廃止され、水道施設工事については、香川県広域水道企業団へ申請する必要となりましたが、直島町では入札参加資格審査申請において現行のとおり「水道施設工事業」での受付となります。

申請方法等

1 提出方法

各様式をプリントアウトし、楷書で正確に記入してください。(黒のインクまたはボールペン。記入枠に納まれば、プリンタ出力やスタンプ等も可。また一旦鉛筆で下書きしたものをコピーしたものでも構いません。)

次の方法により書類一式を提出してください。(持参・郵送どちらでもかまいません。)

提出部数	1部
ファイル	フラットファイル(青色・水色系。A4サイズ)
綴り方	<ul style="list-style-type: none">・3に掲げる順番に綴り込む。・コピーで提出できる書類は、必ずA4サイズに統一。・原本で提出する書類がA4サイズより小さい場合は、A4サイズの台紙に貼付。大きい場合は折り込み。・ファイルの背表紙下段に商号・名称を記載。

2 審査日時・場所

審査日時(※)	審査場所
令和7年1月14日(火)～ 令和7年1月31日(金) 午前9時～12時 午後1時～4時	直島町役場 建設経済課 〒761-3110 香川県香川郡直島町1122番地1

※受付時間を厳守してください。

※閉庁日(土日祝日)を除く。

※入札参加資格審査申請書に押印して提出してください。

※郵送の場合は受付最終日(1月31日)の消印有効。最終日以降の日付は受付できません。

※提出書類に不足、不備があった場合、FAXはできませんので事前に十分確認して提出してください。

※受付確認について

郵送による提出で、受付確認をご希望の場合は、以下のいずれかの方法で行ってください。

- ①返信用はがき(通常はがき又は85円切手を貼付済のものに送付先を記入)を同封する方法。受付日付スタンプを押印して返送いたします。
- ②受付票(貴社作成のもの)と、こちらより返送する封筒(110円切手貼付のものに送付先を記入すること)を同封する方法。受付日付スタンプを押印して返送いたします。

3 提出書類

(1) 県内業者

(◎：全業者が提出するもの、△：該当する業者のみが提出するもの)

・委任する営業所を設定できません。必ず主たる営業所から申請してください。

番号	区分	提出書類	注意事項
①	◎	<ul style="list-style-type: none"> 入札参加資格審査申請書 申請業種等調書 (A) 	
②	◎	<p>建設業許可を受けていることを証明する書類 (コピー可)</p> <p>※<u>ア</u>、<u>イ</u>は、<u>令和6年10月1日以降に発行されたものであること。</u><u>ウ</u>は、<u>印字された日付が令和6年10月1日以降であること。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 以下の<u>ア</u>～<u>ウ</u>のうち、<u>いずれか1つを提出してください。</u> <u>ア</u> 建設業許可証明書 <u>イ</u> 建設業許可通知書 <u>ウ</u> 国土交通省が運用する「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」の必要ページを印刷したもの <u>ア</u>～<u>ウ</u>の記載事項(代表者、所在地等)に変更がある場合は許可行政庁の受付印のある変更届出書(様式二十二号の二)で確認しますので提出してください。
③	◎	納税証明書等 (コピー可)	<ul style="list-style-type: none"> <u>6ページ</u>で指定するもの。 <u>令和6年10月1日以降に発行されたもの。</u>
④	◎	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (コピー)	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準日が<u>令和5年10月1日～令和6年9月30日</u>のもの。 左記の結果通知書を未受領の場合は、審査済(受付)印のある<u>経営規模等評価申請書・総合評定値請求書、工事種類別完成工事高(別紙一)及びその他審査項目(社会性等)(別紙三)</u>のコピーを提出してください。 この場合、令和7年2月末日までに結果通知書を提出する必要があります。期限までに提出できない場合は事前にご連絡ください。

(2) 県外業者

(◎：全業者が提出するもの、△：該当する業者のみが提出するもの)

・本社を含めて最大2つの営業所(支店)を設定することができます。

※本社から申請する場合は、委任する営業所(支店)を1つまでしか申請できませんのでご注意ください。

番号	区分	提出書類	注意事項
①	◎	(I)申請する業種の全てについて、主たる営業所が建設工事の請負にかかる見積り・入札・契約締結を行う場合((II)以外の場合) ・入札参加資格審査申請書 ・申請業種等調書(A)	
		(II)申請する業種の全部または一部について、建設工事の請負にかかる見積り・入札・契約締結権限を営業所に委任する場合 ・入札参加資格審査申請書 ・申請営業所調書 ・申請業種等調書(B)	・同一申請業種について、営業所(本社を含む。)間の重複は認められません。 ・申請営業所は、主たる営業所を含め、2箇所までとします。
②	◎	・建設業許可を受けていることを証明する書類 (コピー可) ※㉠、㉡は、 <u>令和6年10月1日以降に発行されたものであること。</u> ㉢は、印字された日付が <u>令和6年10月1日以降</u> であること。	<u>以下の㉠～㉢のうち、いずれか1つを提出してください。</u> ㉠ 建設業許可証明書 ㉡ 建設業許可通知書 ㉢ 国土交通書が運用する「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」の必要ページを印刷したもの ※㉠～㉢の記載事項(代表者、所在地等)に変更がある場合は許可行政庁の受付印のある変更届出書(様式二十二号の二)で確認しますので提出してください。
③	◎	納税証明等 (コピー可)	・ <u>6ページ</u> で指定するもの。 ・令和6年10月1日以降に発行されたもの。
④	◎	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (コピー)	・審査基準日が <u>令和5年9月1日～令和6年8月31日</u> のもの。 ・結果通知書を未受領の場合は、審査済(受付)印のある <u>経営規模等評価申請書・総合評定値請求書、工事種類別完成工事高(別紙一)及びその他審査項目(社会性等)(別紙三)</u> のコピーを提出してください。 この場合、令和7年2月末日までに結果通知書を提出する必要があります。期限までに提出できない場合は事前にご連絡ください。

⑤	△	<ul style="list-style-type: none"> 受任営業所に関する書類 (コピー可) 	<ul style="list-style-type: none"> 受任営業所を設定する場合に、建設業法上の従たる営業所として建設業を営める営業所であることを確認します。 以下の㉗～㉙のうち、いずれか1つを提出してください。 ㉗ 国土交通省が運用する「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」の「営業所の一覧」の必要ページを印刷したもの。 ㉙ 建設業許可申請書 別紙二(2) <ul style="list-style-type: none"> 申請日の直近のもので確認します。 直近で業種追加した場合は、建設業許可申請書別紙二(1)も添付してください。
⑥	△	営業所の写真	<ul style="list-style-type: none"> 香川県内の受任営業所を申請する場合に提出してください。 専用の台紙に写真(令和6年10月1日以降のもの)を添付して提出して下さい。
⑦	△	エコアクション21登録証 (コピー)	<ul style="list-style-type: none"> 該当するすべての県外業者が提示する必要があります。 審査基準日において入札参加資格を得ようとする営業所の認証登録状況を確認します。 認証範囲に建設業が含まれていることが必要です。
⑧	△	舗装施工管理技術者資格者証	<ul style="list-style-type: none"> 香川県内の営業所で建設業に従事する職員のうち、審査基準日時点で有資格者がいる場合に提出してください。 土木施工管理技士とは別の資格です。 【確認書類】 ○(一社)日本道路建設業協会が発行する舗装施工管理技術者資格者証(旧財道路保全技術センターが発行したものを含む) ※審査基準日時点で有効であることが必要です。 ○常勤を確認する書類(標準報酬月額決定通知書等)

4 必要な納税証明書等（コピー可）

対象	税の区分	証明書の種類
すべての業者	・ 国税	<p>【未納の税額がない旨の証明書（完納証明書）】</p> <p>○法人：様式その3の3 ・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」 ※様式その3の3以外は受付できませんのでご注意ください。</p> <p>○個人：様式その3の2 ・「所得税」及び「消費税及び地方消費税」 ※様式その3の2以外は受付できませんのでご注意ください。</p> <p>国税の納税証明は、電子納税証明（PDF）を画面印刷した証明書でも添付書類として利用できます。 <u>※画面電子納税証明書はPDF形式で印刷されたもののみ可とします。（xml形式の印刷は不可）</u></p>
香川県内に申請する営業所がある者	香川県税 （すべての税目）	<p>【未納の税額がない旨の証明書（完納証明書）】</p> <p>※建設業許可申請や決算変更届に添付する証明書とは異なります。</p>
	※県内事業者の 個人事業者のみ 個人住民税	<p>【個人住民税の滞納がない旨の証明書】</p> <p>・令和6年1月1日現在の申請者の住民登録地の県内市町において証明を受けたものがが必要です。</p>
直島町内に申請する営業所がある者	町税 （すべての税目）	未納の税額がない旨の証明書（完納証明書）

<備考>

- 1) 町税の納税証明書の発行を請求するためには、法人等の代表者印が必要になります。また、受領にあたり、窓口に来られる方の印鑑が必要です。交付手数料として、1通につき300円が必要です。
- 2) 県税の納税証明書の発行を請求するためには、法人等の代表者印と受領者の本人確認が必要になります。また、受領にあたり、窓口に来られる方の印鑑が必要です。交付手数料として、1通につき400円の県証紙が必要です。
- 3) 「個人住民税の滞納がない旨の証明書」については、市町窓口の様式を用意しておりませんので、様式を用意しないと交付は受けられません。様式はHPに掲載してありますので利用してください。
- 4) 「消費税及び地方消費税について未納の税額がない旨の証明書」は、免税業者も発行されます。

国税の納税証明について

国税の納税証明については、次のホームページから確認してください。

<http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

納税証明書のオンライン交付請求について

※電子納税証明書は PDF 形式で印刷されたもののみ可とします(xml 形式の印刷は不可)のでご注意ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei2.htm>

(書面の納税証明書を受け取る場合について)

香川県税の納税証明書について

香川県税の納税証明については、次のホームページから確認してください。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/>

問い合わせ先

担当窓口	住所	電話番号
直島町建設経済課	〒761-3110 香川県香川郡直島町 1 1 2 2 番地 1	TEL 087-892-2224 FAX 087-892-3888